

「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店募集要領

1 目的

食べ残しや手づかずの食品の廃棄等の食品ロスを削減する取組を推進し生ごみを削減するため、取組を実践する店舗を協力店として登録することにより、広く県民等へ周知し意識啓発を図る。

2 実施主体

長野県（環境部）

3 対象事業者

長野県内で営業する飲食店、宿泊業、各種商品小売業又は飲食料品小売業を営む者（以下「事業者」という。）

4 協力店の要件

次に示す取組項目を、1つ以上実践する事業者が営業又は運営する店舗を協力店として登録する。

(1) 小盛メニュー等の導入。

（例：ごはんの量の調節、小盛メニューの設定、ハーフサイズメニューの設定 等）

(2) 持ち帰り希望者への対応

（例：消費期限等の説明をした上での持ち帰り提供、持ち帰り可能な店内案内、持ち帰り容器の設置 等）

(3) ばら売り、量り売り等による食料品の提供

（例：ばら売り・量り売りによる販売、少量パックによる販売 等）

(4) 割引販売による消費期限間近な食料品の提供

（例：消費期限間近な食料品の割引販売、閉店間際の割引販売 等）

(5) 食品ロスを減らすための呼びかけ実践

（例：注文受付時に適量注文を呼び掛ける、食べ残しを減らす取組協力店である旨の呼びかけ、店内放送、ポップやチラシ等への掲載、食材を使い切る「レシピ」紹介 等）

(6) 上記以外の食品ロス削減につながる取組

（例：受付時にお客様の年齢構成や嗜好を確認する、高齢者や女性に配慮した適量プラン・質を重視した料理少なめプランの設定、フードバンクへの食料提供、学校飼育動物への野菜くずの提供 等）

5 取組内容

(1) 協力店は、4で選択した取組を積極的に実践し、生ごみの発生抑制に努める。

(2) 協力店は、交付されたステッカー等を店舗内の見やすい場所へ掲示し、来店者へこの取組について積極的にPRし周知を図る。

<PRの例>

- ・店舗内で取組内容を掲示し、食べ残しを減らす方法をPRする。
 普段食べ残しの多い料理の残さない食べ方案内などの表示（量が多いもの、激辛なもの etc）
 - ・県から配布する食べ残しを減らす方法の紹介等を使った周知。
 - ・ホームページ等サイトを活用した取組のPR(※)
- ※法令や公序良俗に反するホームページへの掲載については除く。

(3) 協力店は、県で実施する取組に関する各調査への協力に努めるものとする。

6 申込方法

(1) 協力店に登録を希望する事業者（以下「申請者」という。）は申込書（様式1）を資源循環推進課又は地域振興局環境担当課へ郵送、FAX、メール又は持参のいずれかの方法で提出する。

なお、登録を希望する店舗等が複数ある場合には、申込書別紙（様式1別紙）により一括して提出することができる。

(2) 地域振興局環境担当課は、受付けた申込書の内容を確認し、資源循環推進課へ送付する。

なお、申請者から相談があった場合はアドバイスを行うものとする。

また、資源循環推進課は登録の状況について、毎月、地域振興局環境担当課あて周知する。

(3) 資源循環推進課は、6(1)又は(2)により提出された申込書の内容を確認し、登録可能な事業者及び店舗等について、登録名簿へ掲載するとともにステッカー等を交付する。

7 登録店舗の情報発信

県は、登録店舗での取組内容等について、長野県ごみ減量情報発信サイト「信州ごみげんねっと」で紹介する。

なお、申請者は応募した時点で店舗情報を長野県ごみ減量情報発信サイト「信州ごみげんねっと」へ掲載することに承諾したものとみなす。

8 登録の中止

(1) 事業者は取組内容が協力店の要件に合わなくなった場合や、店舗を廃止するなどの理由で取組を中止する場合は、登録中止届（様式2）を資源循環推進課又は地域振興局環境担当課へ届け出るとともに、ステッカー等の掲示を取り止める。

(2) 地域振興局環境担当課が受付けた中止届は、内容を確認し、資源循環推進課へ送付する。

(3) 資源循環推進課は、中止届の内容を確認し、登録名簿及びホームページ等掲載情報から削除する。

9 登録内容の変更

事業者は、申込書（様式1）に記載した内容（取組項目、住所、ホームページ等掲載情報等）に変更が生じた場合は、内容変更届（様式3）を県へ届け出るものとする。

10 登録の抹消

- (1) 県は、協力店が要件を満たしていない又は信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断したときは、登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された協力店は、速やかにステッカー等の掲示を取り止める。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

平成21年12月10日施行の「平成21年度「食べ残しを減らそう」推進事業実施要領」を廃止し、登録された協力店は、本制度へ移行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

この要領は、平成28年7月22日から施行する。（様式の変更のみ）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年7月27日から施行する。（様式の変更のみ）

この要領は、令和2年4月9日から施行する。